

第2次古河市総合計画 第Ⅲ期基本計画

概要版



古河市
KOGA CITY

はじめに

本市は、平成17年9月12日に、古河市、総和町、三和町の1市2町の合併による新たな「古河市」が誕生してから、来年で20周年という節目の年を迎えようとしています。

現在、本市も全国自治体の例に漏れず少子高齢化による人口減少の進行などの大きな課題に直面しています。こうした課題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化など、新たな時代に対応するため、このたび、平成27年度に策定した第2次古河市総合計画基本構想における施策の枠組みを踏まえた上で、第Ⅱ期基本計画を引き継ぐ、第Ⅲ期基本計画を策定いたしました。

今後は、古河市の未来のめざすまちの姿である「華のある都市 古河」を実現するため、発展的かつ持続可能な施策を着実に実施してまいります。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、市民アンケートやまちづくり市民会議において貴重なご意見やご提案をいただきました多くの市民の皆さま、そして、熱心にご審議くださいました総合計画審議会の委員の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。



令和6年2月
古河市長 針谷 力

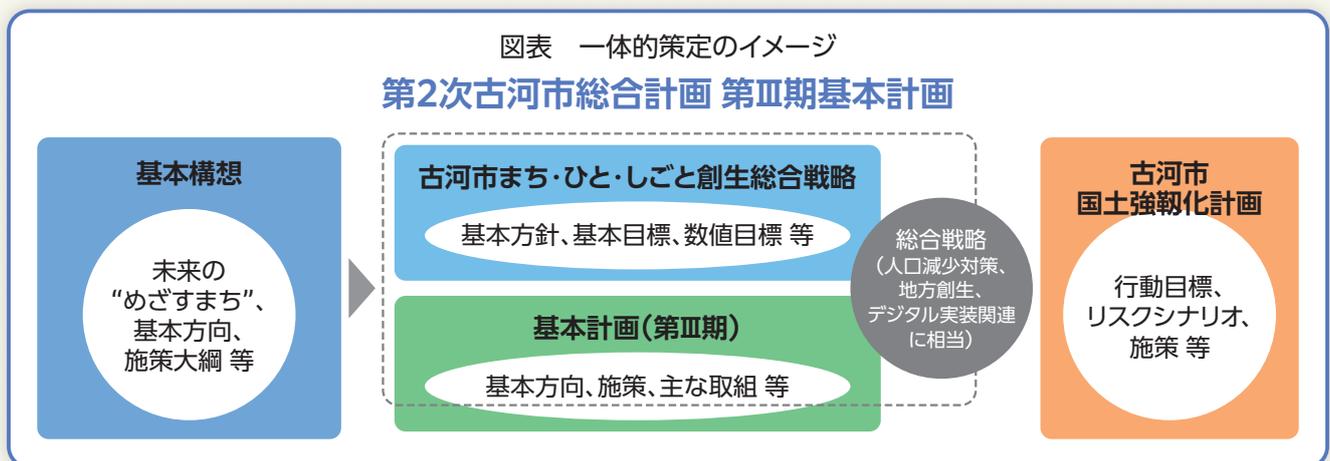


計画策定の趣旨

- 第2次古河市総合計画は、古河市自治基本条例(平成21年9月9日条例第32号)第20条の規定に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」策定するものです。
- 第Ⅲ期基本計画では、第Ⅱ期基本計画より一体化した「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、デジタル田園都市国家構想の改訂を反映し、デジタル実装に向けた地域ビジョンを位置付けます。さらに、新たに「古河市国土強靱化計画」を包含して作成します。
- 総合計画、総合戦略、国土強靱化計画のそれぞれの事業や指標について一体的に進捗管理することで、計画作成、実行、評価、改善までが一体となったPDCAマネジメントサイクルにより、予算編成や事業評価との連動を図り、より実効性を高めます。

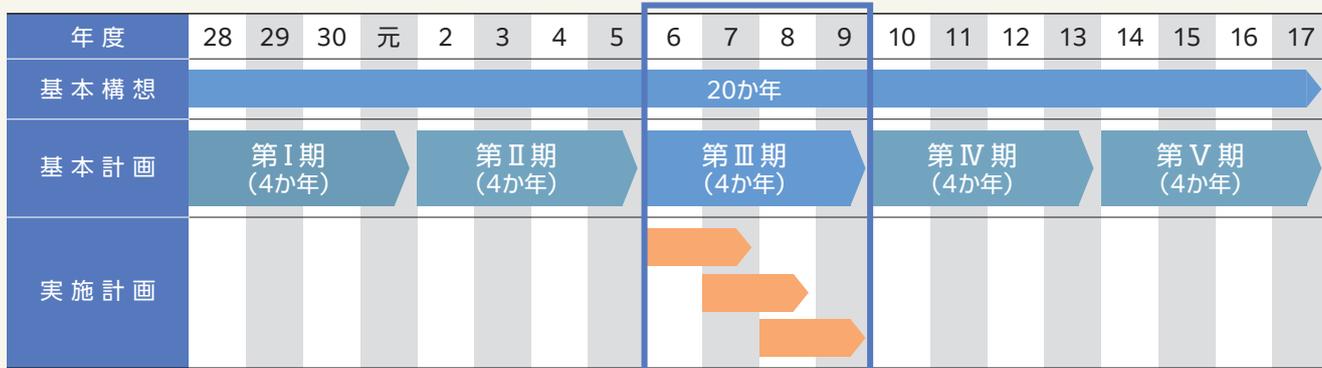
図表 一体的策定のイメージ

第2次古河市総合計画 第Ⅲ期基本計画



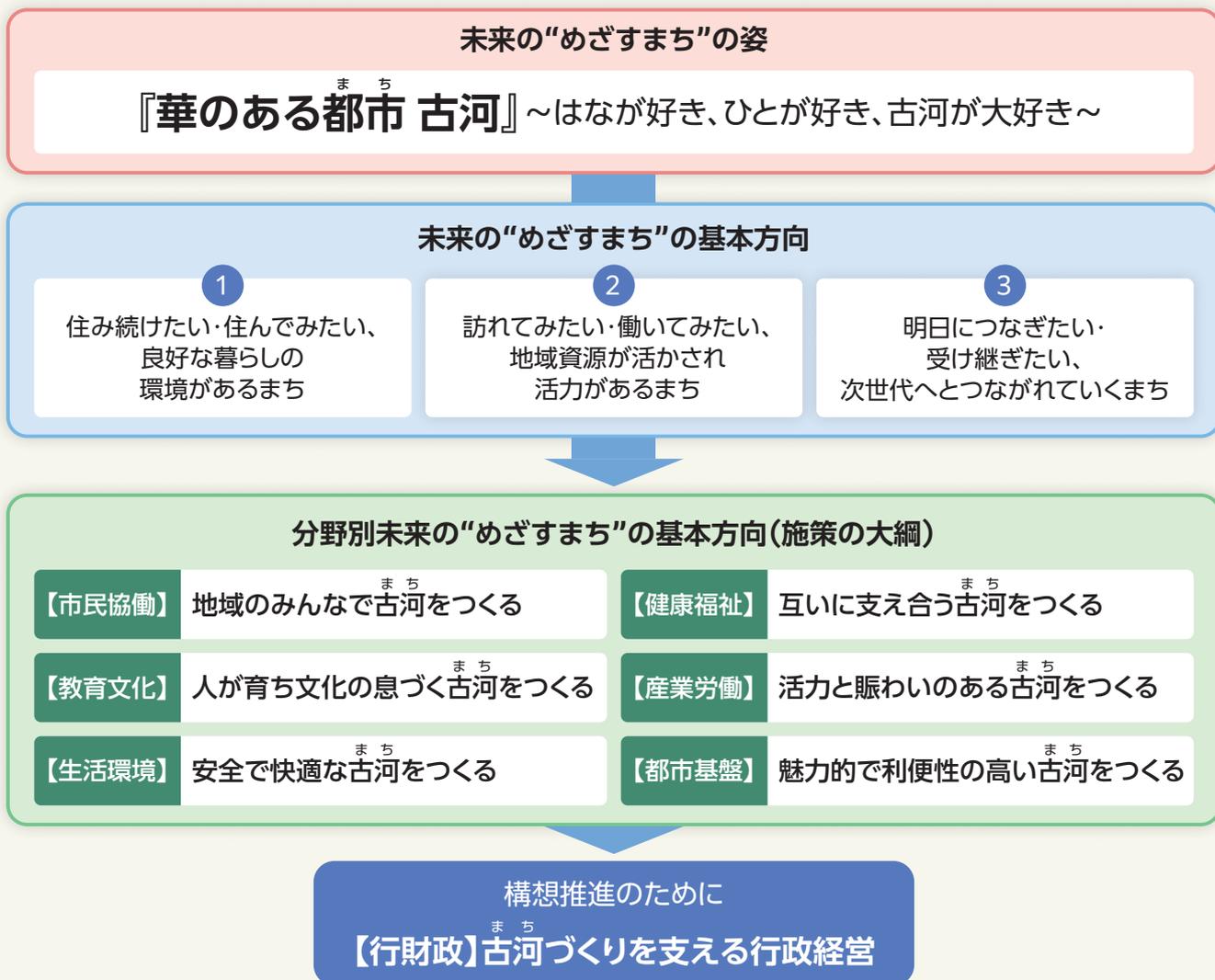
構成と期間

- 第2次古河市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三層により構成しています。
- 基本計画は、基本構想に掲げた未来の“めざすまち”を実現するための手段として、分野ごとに中期的な施策の方向性を定めるものです。第Ⅲ期基本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を目標年度とします。



基本構想の概要

平成28年度を初年度とする基本構想の概要は次のとおりです。

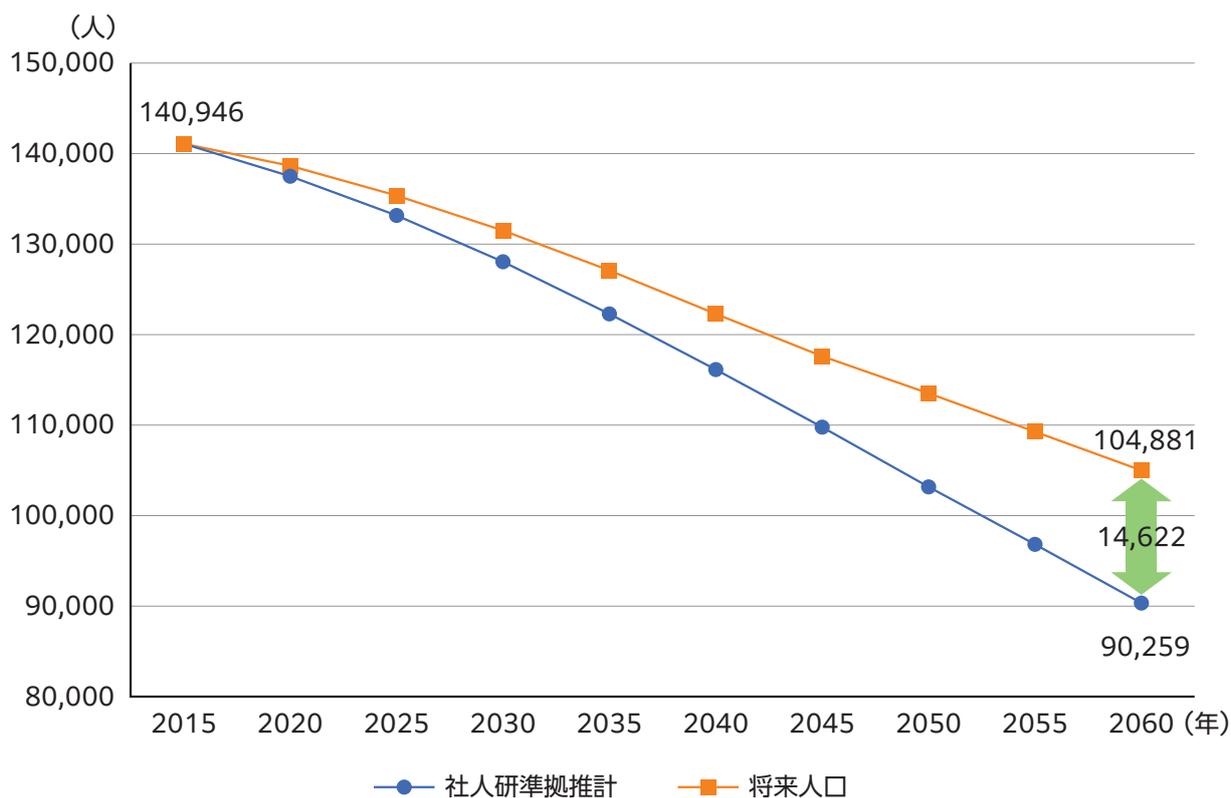


デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョン（2019年改訂版）

- 本市においては国を上回る速度で人口減少が進むと予測されており、2040年には約11万人、2060年には約9万人まで減少すると推計されています。現在の状況が今後も続いた場合には、働き手の減少による地域経済の衰退と、市民の暮らしを支える地域社会などの崩壊を招くなど、地域経済・市民生活に甚大な影響を与えることが予想されます。
- 人口減少社会においては、減少傾向に歯止めをかけるための取組とともに、減少した状態に対応するための取組が求められています。これらの取組を推進することにより、居住・生活・就労を巡る環境を改善し、人口の流出を抑制するとともに、結婚・出産・子育てを巡る環境を改善し、出生率の向上を目指します。

図表 将来人口推計



総合戦略

- 社会情勢の大きな変化、アフターコロナ時代におけるGX・DX・SDGsなど新たな潮流を受け、本市では、人口減少の緩和に向けて、東京圏に近接するという地理的優位性と地域資源を活用し、魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

基本目標①

地域の特性を活かした、仕事をつくる

- 政策目標① 新たな起業・創業と企業立地の促進
- 政策目標② 安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり
- 政策目標③ 地域の特性を活かした産業力の強化

基本目標②

移住と定住を促し、新しい人の流れをつくる

- 政策目標① 「住んでみたい」移住を促す取組の推進
- 政策目標② 「住み続けたい」定住を促す取組の推進
- 政策目標③ 地域産業の魅力を活かした“呼び込む力”の強化

基本目標③

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 政策目標① 切れ目ない子育て支援の推進
- 政策目標② こどもが健やかに育つ環境づくり
- 政策目標③ 安心して子育てできる医療体制と家庭づくり

基本目標④

安心な暮らしを守り、魅力的な地域をつくる

- 政策目標① 都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり
- 政策目標② 災害に強いまちづくりの推進
- 政策目標③ 地域の連携による包摂社会の実現

横断的な目標

デジタル技術で多様な主体と共に創るまち

- 政策目標① データの共有を通じた複数主体連携による地域課題の解決
- 政策目標② 横展開可能な古河発デジタル事業の創出

数値目標	基準値	目標値
① 市内総生産額	10,089億円(R2年度)	11,000億円
② 1人あたりの市民所得額	3,215千円(R2年度)	3,700千円
③ 社会移動数(純移動数)	536人(R4年)	基準値以上
④ 年間観光入込客数	173万人(R4年)	220万人
⑤ 年少人口(15歳未満)	15,410人(R5.1.1)	基準値以上
⑥ 居住誘導区域の人口割合	56.10%(R5.4.1)	57.00%
⑦ 駅周辺の地価公示価格	75,200円/m ² (R5.1.1)	76,000円/m ²

※R5年6月時点での最新値を基準値としている。※R10年6月時点での最新値を目標値とする。

第Ⅲ期基本計画

基本構想に掲げた未来の“めざすまち”を実現するための手段として、分野ごとに中期的な施策の方向性を定めます。

1 【市民協働】 地域^{まち}のみんなで古河をつくる



- 1 市民参加と協働のまちづくりの推進
- 2 元気なコミュニティの形成
- 3 男女共同参画・ダイバーシティ社会の実現
- 4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚
- 5 国際交流と地域間交流の推進



2 【健康福祉】 互い^{まち}に支え合う古河をつくる



- 1 互いに支え合う地域福祉の推進
- 2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実
- 3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実
- 4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実
- 5 生涯にわたる健康づくりの推進
- 6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実
- 7 社会保障の充実
- 8 安心して産み育てられる子育て支援の充実



3 【教育文化】 人^{まち}が育ち文化の息づく古河をつくる



- 1 生きる力を育む学校教育の充実
- 2 安心して学べる教育環境の充実
- 3 子どもの健全な成長のための学校給食の充実
- 4 家庭・地域の教育力の向上と青少年の健全育成
- 5 市民のニーズに合った生涯学習の充実
- 6 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興
- 7 市民が親しめる生涯スポーツの推進



4 【産業労働】

活力と賑わいのある古河をつくる



- 1 賑わいを生み出す商業の振興
- 2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致
- 3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興
- 4 地域資源の活用と観光の振興
- 5 雇用の確保と労働環境の充実
- 6 安心できる消費生活の確保
- 7 意欲を活かす創業の促進



5 【生活環境】

安全で快適な古河をつくる



- 1 安定した水供給のための上水道の整備
- 2 快適な暮らしを支える下水道の整備
- 3 安全・安心に暮らせる住環境づくり
- 4 多様な自然環境の保全と継承
- 5 公害の防止
- 6 環境美化の推進
- 7 ごみの適正な処理と資源循環の推進
- 8 地球温暖化防止活動の推進
- 9 災害に強いまちづくりの推進
- 10 市民の生命や財産を守る消防の強化
- 11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進
- 12 市民の暮らしを守る交通安全の確保



6 【都市基盤】

魅力的で利便性の高い古河をつくる

- 1 都市の活力を支える道路の整備
- 2 安全で自由に移動できる交通環境の充実
- 3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり
- 4 風土に根ざした美しい景観の形成
- 5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進
- 6 良好な市街地の形成



7 【行財政】

古河づくりを支える行政経営



- 1 行政経営マネジメント体制の確立
- 2 まちの活力アップにつなげるシティプロモーション
- 3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進
- 4 関東の中心として発展する広域行政の推進

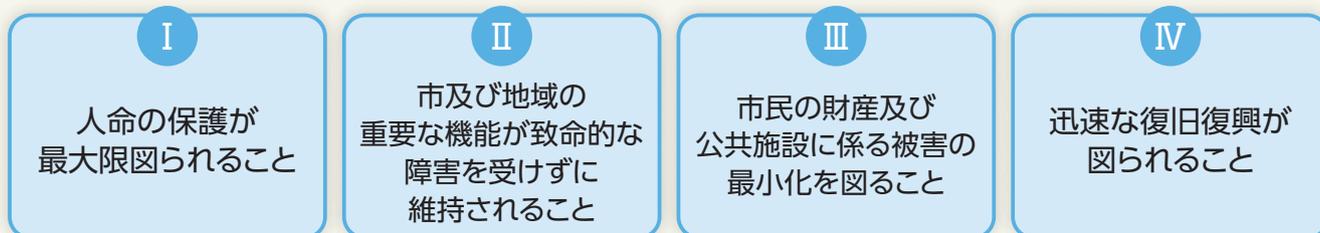
国土強靱化計画

計画策定の背景

- 東日本大震災等の教訓を踏まえ、国は、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、「国土強靱化基本計画」を策定して、自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組の推進を図ってきました。
- 地方自治体においても「国土強靱化地域計画」の策定が求められ、本市においては、平成31年と令和4年の2期にわたって、「古河市国土強靱化計画」を策定しました。
- 相次ぐ自然災害や、情報通信技術の著しい発展等を背景とした、令和5年の強靱化基本法改正等を受け、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策の推進に、引き続き計画的に取り組んでいく必要があります。
- このような背景のもと、「第Ⅲ期基本計画」の一部として一体的に策定することにより、国土強靱化計画を市の最上位計画の内に位置付け、強靱化に向けた取組をさらに力強く、計画的に推進していくこととしました。

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも



行動目標

本市の強靱化を推進するため、国の強靱化基本計画及び県計画を踏まえ、事前に備える目標(行動目標)を次のとおり設定します。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 直接死を最大限防ぐ | ⑤ 経済活動の機能維持 |
| ② 救助・救急、医療活動の実施・生活環境の確保 | ⑥ ライフラインの確保と早期復旧 |
| ③ 必要不可欠な行政機能の確保 | ⑦ 二次災害の拡大防止 |
| ④ 必要不可欠な情報通信機能の確保 | ⑧ 迅速な復旧・復興 |